所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱとは　　厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表

【対象となる入所者の状態】	（当施設での主な治療内容）
1、肺炎	血液検査でCRP・WBCの数値を測定し診断。ｾﾌｫﾝ静注用(1ｇ/ｖ)やｾﾌﾀｯｸｽ静注用(1ｇ/ｖ)やｾﾌﾒﾀｿﾞﾝ静注用(1ｇ/ｖ)の投与。又はｾﾌｶﾍﾟﾝﾋﾟﾎﾞｼｷﾙ錠の投薬による治療
2、尿路感染症	尿検査で蛋白・潜血・細菌。尿診査で白血球・赤血球の数値を測定し診断。ｾﾌｫﾝ静注用(1ｇ/ｖ)やｾﾌﾄﾘｱｷｿﾝﾅﾄﾘｳﾑ静注用(1ｇ/ｖ)の投与。又はﾚﾎﾞﾌﾛｷｻｼﾝ錠500mgの投薬による治療。
3、帯状疱疹	抗ｳｲﾙｽ剤の点滴注意を必要とする場合に限る
4、蜂窩織炎	

★上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定します。
また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。
請求に際して算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
医師が感染対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱ）

介護老人保健施設だいもつ　入所/所定疾患施設療養費Ⅰ、Ⅱ　加算取得状況

年度		2021										2022		
算定該当月		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
所定疾患施設療養費Ⅱ	実人数	6	3	6	5	7	5	2	5					39
	延日数	29	11	33	23	28	28	14	17					183
肺炎	実人数	0	0	1	1	1	1	0	1					5
	延日数			7	7	5	10		5					34
尿路感染	実人数	6	3	5	4	6	4	2	4					34
	延日数	29	11	26	16	23	18	14	12					149
帯状疱疹	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	延日数													0
蜂窩織炎	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	延日数													0

年度		2020										2021		
算定該当月		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
所定疾患施設療養費Ⅰ	実人数	4	4	4	4	6	5	3	3	6	4	3	5	51
	延日数	19	13	13	20	24	29	15	13	28	20	10	20	224
肺炎	実人数	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	延日数				5	3			5	7	5			25
尿路感染	実人数	4	4	4	3	5	5	3	2	5	3	3	5	46
	延日数	19	13	13	15	21	29	15	8	21	15	10	20	199
帯状疱疹	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延日数													0